

## ○生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号)新旧対照表

現行				改正案			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)		各月初日に在籍する満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)	
階層区分	定義	保育標準時間の場合	保育短時間の場合	階層区分	定義	保育標準時間の場合	保育短時間の場合
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	0	0	B	市町村民税が非課税の世帯(A階層の世帯を除く。)	0	0
C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯(A階層の世帯を除く。)	9,000 <u>(4,500)</u>	8,800 <u>(4,400)</u>	C <sub>1</sub>	市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯(A階層の世帯を除く。)	9,000	8,800
C <sub>2</sub>	市町村民税の課税 世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 49,599円以下 <u>(5,250)</u>	10,500 <u>(5,150)</u>	C <sub>2</sub>	市町村民税の課税 世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 49,599円以下	10,500 <u>(5,150)</u>
C <sub>3</sub>	世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 49,600円以上51,499円以下 <u>(6,000)</u>	12,000 <u>(5,850)</u>	C <sub>3</sub>	世帯(C <sub>1</sub> 階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 49,600円以上51,499円以下	12,000 <u>(5,850)</u>
C <sub>4</sub>	であって、 その額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 51,500円以上53,399円以下 <u>(7,000)</u>	14,000 <u>(6,850)</u>	C <sub>4</sub>	であって、 その額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 51,500円以上53,399円以下	14,000 <u>(6,850)</u>
C <sub>5</sub>	その額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 53,400円以上60,399円以下 <u>(8,000)</u>	16,000 <u>(7,850)</u>	C <sub>5</sub>	その額の 区分が次 の区分に 該当する 世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 53,400円以上60,399円以下	16,000 <u>(7,850)</u>
C <sub>6</sub>	の区分に 該当する 世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 60,400円以上69,199円以下 <u>(9,250)</u>	18,500 <u>(9,050)</u>	C <sub>6</sub>	の区分に 該当する 世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 60,400円以上69,199円以下	18,500 <u>(9,050)</u>
C <sub>7</sub>	世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 69,200円以上86,799円以下 <u>(10,500)</u>	21,000 <u>(10,300)</u>	C <sub>7</sub>	世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 69,200円以上86,799円以下	21,000 <u>(10,300)</u>
C <sub>8</sub>	世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 86,800円以上98,599円以下 <u>(12,550)</u>	25,100 <u>(12,300)</u>	C <sub>8</sub>	世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 86,800円以上98,599円以下	25,100 <u>(12,300)</u>
C <sub>9</sub>	世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 28,300	27,800	C <sub>9</sub>	世帯(A階層の世帯 を除く。)	市町村民税所得割合算額が 28,300	27,800

	98,600円以上110,399円以下	<u>(14,150)</u>	<u>(13,900)</u>
C10	市町村民税所得割合算額が110,400円以上122,099円以下	30,900 <u>(15,450)</u>	30,300 <u>(15,150)</u>
C11	市町村民税所得割合算額が122,100円以上139,799円以下	33,600 <u>(16,800)</u>	33,000 <u>(16,500)</u>
C12	市町村民税所得割合算額が139,800円以上157,299円以下	36,400 <u>(18,200)</u>	35,700 <u>(17,850)</u>
C13	市町村民税所得割合算額が157,300円以上169,399円以下	39,000 <u>(19,500)</u>	38,300 <u>(19,150)</u>
C14	市町村民税所得割合算額が169,400円以上192,899円以下	42,400 <u>(21,200)</u>	41,600 <u>(20,800)</u>
C15	市町村民税所得割合算額が192,900円以上258,899円以下	45,700 <u>(22,850)</u>	44,900 <u>(22,450)</u>
C16	市町村民税所得割合算額が258,900円以上298,599円以下	49,300 <u>(24,650)</u>	48,400 <u>(24,200)</u>
C17	市町村民税所得割合算額が298,600円以上392,899円以下	61,600 <u>(30,800)</u>	60,500 <u>(30,250)</u>
C18	市町村民税所得割合算額が392,900円以上	68,000 <u>(34,000)</u>	66,800 <u>(33,400)</u>

備考

1～6 略

7 C<sub>1</sub>階層からC<sub>18</sub>階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)、就学前の子ど

	98,600円以上110,399円以下		
C10	市町村民税所得割合算額が110,400円以上122,099円以下	30,900	30,300
C11	市町村民税所得割合算額が122,100円以上139,799円以下	33,600	33,000
C12	市町村民税所得割合算額が139,800円以上157,299円以下	36,400	35,700
C13	市町村民税所得割合算額が157,300円以上169,399円以下	39,000	38,300
C14	市町村民税所得割合算額が169,400円以上192,899円以下	42,400	41,600
C15	市町村民税所得割合算額が192,900円以上258,899円以下	45,700	44,900
C16	市町村民税所得割合算額が258,900円以上298,599円以下	49,300	48,400
C17	市町村民税所得割合算額が298,600円以上392,899円以下	61,600	60,500
C18	市町村民税所得割合算額が392,900円以上	68,000	66,800

備考

1～6 略

もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部(以下「特別支援学校幼稚部」という。)若しくは児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部(以下「児童心理治療施設通所部」という。)に入所し、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)、同条第3項に規定する医療型児童発達支援(以下「医療型児童発達支援」という。)若しくは同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「家庭的保育事業等」という。)を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもが満3歳未満保育認定子どもであるときは、同表の第2欄に掲げる額をその小学校就学前子どもの利用者負担額とする。

第1欄	第2欄
<p>ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業等を利用している小学校就学前子どものうち、年長者(該当する小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</p>	<p>別表に定める額(同表に定める括弧内の額以外の額をいう。)</p>
<p>イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは家庭的保育事業等を利用しているアに規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子どものうち、年長者(該当する小学校就学前子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</p>	<p>別表に定める括弧内の額</p>
<p>ウ ア及びイに規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども</p>	<p>0円</p>

8 前項の規定にかかわらず、満3歳未満保育認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という。)である場合におけるこの表の適用については、C<sub>1</sub>階層からC<sub>5</sub>階層までの世帯にあつては当該世帯の利用者負担額は同表に定める括弧内の額とし、C<sub>6</sub>階層の世帯及びC<sub>7</sub>階層のうち市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の利用者負担額は9,000円とする。

- (1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) その他の世帯 教育・保育給付認定保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

9 前2項の規定にかかわらず、特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、満3歳未満保育認定子どもの属する世帯がC<sub>1</sub>階層からC<sub>4</sub>階層までの世帯及びC<sub>5</sub>階層のうち市町村民税所得割合算額が57,699円以下の世帯(要保護者等世帯を除く。)の利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める括弧内の額、3人目以降は0円とし、満3歳未満保育認定子どもの属する世帯が要保護者等世帯であ

7 満3歳未満保育認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という。)である場合におけるこの表の適用については、C<sub>1</sub>階層からC<sub>5</sub>階層までの世帯にあつては当該世帯の利用者負担額は同表に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、C<sub>6</sub>階層の世帯及びC<sub>7</sub>階層のうち市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯にあつては当該世帯の利用者負担額は9,000円とする。

- (1) 母子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項の配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 奈良県から療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) その他の世帯 教育・保育給付認定保護者の申請により生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯

8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。

ってC<sub>4</sub>階層からC<sub>6</sub>階層までの世帯及びC<sub>7</sub>階層のうち市町村民税所得割合算額が77,100円以下の世帯の利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。